

騒音特定施設(茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第9の1)

番号	施設等
1	<p>金属加工機械</p> <p>(1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(2) 製管機械</p> <p>(3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>(5) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>(6) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(7) 鍛造機</p> <p>(8) ワイヤフォーマリングマシン</p> <p>(9) ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) 切断機(といしを用いるものに限る。)</p>
2	<p>空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p>
3	<p>土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p>
4	<p>織機(原動機を用いるものに限る。)</p>
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>(1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)</p>
6	<p>穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p>
7	<p>木材加工機械</p> <p>(1) ドラムバーカー</p> <p>(2) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(3) 碎木機</p> <p>(4) 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(5) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(6) かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p>

番号	施設等
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)